

# 特別市制度の創設に向けた検討状況等について

- 1 特別市制度の創設に向けた主な検討状況等
- 2 第34次地方制度調査会
- 3 横浜市大都市自治研究会
- 4 添付資料

# 1 特別市制度の創設に向けた主な検討状況等 (資料1・2参照)

年度	月	取組
平成22	5	横浜市「新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》」公表
		指定都市市長会「『特別自治市』構想」発表
平成23	12	横浜市会「新たな大都市制度である『特別自治市』創設に関する決議」
平成24	9	「大都市地域における特別区の設置に関する法律」成立
	3	横浜市「横浜特別自治市大綱」策定
平成25	6	第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」
令和2	3	横浜市「横浜特別自治市大綱」改訂
令和3	6	横浜市会「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」
	2	横浜市会「『特別自治市』の早期実現に関する決議」
令和4	5	県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会開催
	11	横浜市会「特別市の法制化に関する要望書」を総務省、衆参両院総務委員長に手交（以降、毎年度実施）
	12	横浜市「横浜特別市大綱」改訂（「特別自治市」から「特別市」に名称変更）

# 1 特別市制度の創設に向けた主な検討状況等 (資料1・2参照)

年度	月	取組
令和5	4	横浜市町内会連合会から「『特別市』の実現に向けた取組の推進について」の意見書を受領 (令和6年度も受領)
令和6	9	県内三政令市市長・正副議長懇談会開催、「特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の連携した取組推進に関する共同メッセージ」発出
令和7	5	特別委員会の名称を「特別市・大都市行財政制度特別委員会」に変更
	8	県内三政令市市長・正副議長懇談会開催、「次期地方制度調査会における『特別市』の法制化を含む大都市制度のあり方に関する議論を求める三市共同要請」発出
	11・12	指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」公表、総務省及び各政党へ要請
	1	横浜市会「特別市の法制化に関する要望書」を総務省、衆参両院総務委員長に手交 第34次地方制度調査会発足
令和8	4	第34次地方制度調査会第4回専門小委員会指定都市市長会・全国知事会ヒアリング

## 2 第34次地方制度調査会（資料3参照）

第34次地方制度調査会において、大都市地域における行政体制の在り方等について調査審議が行われています。

5月20日に開催された第2回総会にて、同調査会の今後の審議項目が決定しました。

	「大都市地域における行政体制」の在り方について
今後の審議項目	1 大都市地域が果たすべき役割
	2 いわゆる「特別市」の意義
	3 「特別市」の制度化を検討する場合の論点 (1) 広域事務への影響等 (2) 財産・施設や議員・職員への影響等 (3) 財政への影響等 (4) 大都市制度以外への影響 (5) 「特別市」の設置手続
	4 住民自治等の確保

### 3 横浜市大都市自治研究会

#### 第4次横浜市大都市自治研究会※について

諮問事項	国における特別市の法制化議論を喚起し、早期法制化の実現を促進するため、法制化に向けた諸課題と対応方策、及び特別市のより詳細な制度設計等について、専門的知見に基づく調査審議を求める
委員	10名＋臨時委員1名 (座長：辻 琢也 一橋大学法学部特任教授)
任期	令和6年3月27日～
開催実績	全6回 (令和5年度：1回 令和6年度：3回 令和7年度：2回)

※横浜市附属機関設置条例に基づく附属機関

これまでの審議内容を踏まえ、現在、答申について、委員間で内容の確認をし、最終調整中です。

### 3 横浜市大都市自治研究会

## 答申（案）の概要

### 1 特別市の法制化に関する論点

#### (1) 総論

●地方自治制度を再構築し、それぞれの地域に相応しい制度を選択できるようにすることが必要。

#### (2) 特別市の位置付け

●普通地方公共団体であっても特別地方公共団体であっても、憲法上の地方公共団体であると整理。

#### (3) 住民投票

●民主的な正統性を担保するために住民投票は不可欠であると考える。

●新たな道府県の住民による住民投票は必須とは言えないと考える。

#### (4) 移行手続

●特別市を国の発意で指定することは、地方分権の趣旨には馴染まない。

●特別市移行の発意の主体は、指定都市とするものとする。その発意に当たっては、指定都市の市議会の議決とともに、包括道府県の議会の議決も必要であると考える。

#### (5) 移行要件

●指定都市という形式要件のみでも足りる。指定都市及び隣接する市町村を含めた地域も対象とすることも考えられる。

#### (6) 法律の枠組み

●一般法である地方自治法に移行手続を含め規定することが適当であると考える。

### 2 特別市の制度設計等に関する論点

総務省「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」での議論を踏まえ、主要な論点を整理し調査審議を行った。

#### (1) 新たな道府県の事務処理への影響とその対応策

#### (2) 特別市に移行する区域に道府県が有している施設の取扱い

#### (3) 広域的な役割も引き継ぐ特別市が近隣市町村において果たすべき役割

#### (4) 特別市と新たな道府県の双方の行政サービスの提供に影響が生じないようにするための財政面での対応

#### (5) 特別市における住民自治や住民代表機能の確保

## 4 添付資料

---

資料1 特別市制度の創設に向けた検討状況等について

資料2 横浜市会「特別市の法制化に関する要望書」（令和8年1月）

資料3 第34次地方制度調査会の審議項目（案）について（令和8年5月）

## 特別市制度の創設に向けた検討状況等について

時期	本市の主な取組		国・指定都市等の動向
	当局	市会	
平成22年度	○「新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》」公表（5月）	○特別委員会 （調査・研究テーマ「水平的、対等な連携協力の可能性について」） （7月～・23年2月報告書）	○指定都市市長会「特別自治市」構想発表（5月）
23年度		○特別委員会 （調査・研究テーマ「新たな大都市制度における都市内分権について」） （6月～・24年5月報告書） ○新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議 （12月） ○16指定都市議長が国に対して特別自治市創設を要望（24年2月）	
24年度	○「横浜特別自治市大綱」策定（25年3月）	○特別委員会 （6月～・25年4月報告書） ○指定都市議長会として、国に対して「特別自治市」など多様な大都市制度創設を要望 （25年2月）	○「大都市地域における特別区の設置に関する法律」成立（9月）
25年度		○特別委員会 （調査・研究テーマ「新たな大都市制度における権限移譲と市及び区のあり方について」） （6月～・26年4月報告書）	○全国市議会議長会会長に佐藤祐文議長（当時）が就任（5月） ○第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（6月）
26年度		○特別委員会 （調査・研究テーマ「少子高齢化の進行と人口減少社会における大都市の行財政制度のあり方について」） （6月～・27年2月報告書）	○第31次地方制度調査会設置（5月） ○「地方自治法の一部を改正する法律」、「第4次地方分権一括法」成立（5月）
27年度	○「『特別自治市』制度における区のあり方（基本的方向性）」公表（6月）	○特別委員会 （議長依頼事項「指定都市の区に関する事項の検討について」） （6月～・28年4月報告書） ○指定都市の区に関する事項に係る検討結果報告書（11月）	○「第5次地方分権一括法」成立（6月） ○第31次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（28年3月）

時期	本市の主な取組		国・指定都市等の動向
	当局	市会	
28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○横浜市区役所事務分掌条例施行（4月）</li> <li>○第2次横浜市大都市自治研究会答申（10月）</li> <li>○横浜市神奈川県調整会議開催（29年3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別委員会（調査・研究テーマ「未来を見据えた大都市制度の実現へ向けた行財政運営の調査・研究について」）（6月～・29年4月報告書）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第6次地方分権一括法」成立（5月）</li> </ul>
29年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別委員会（調査・研究テーマ「地方制度改革と多様な大都市制度のあり方について」）（6月～・30年5月報告書）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第7次地方分権一括法」成立（4月）</li> </ul>
30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○8市連携市長会議開催（7月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別委員会（調査・研究テーマ「特別自治市の実現に向けた持続可能な大都市経営のあり方について」）（6月～・31年2月報告書）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「災害救助法の一部を改正する法律」成立（6月）→31年4月施行</li> <li>○「第8次地方分権一括法」成立（6月）</li> <li>○第32次地方制度調査会設置（7月）</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○8市の現状及び8市間における広域連携の課題に関する基礎調査等報告書（2年2月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別委員会（調査・研究テーマ「2040年ごろの課題を見据えた大都市行財政制度のあり方について」）（6月～・2年4月報告書）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○横浜市が災害救助法の規定に基づく救助実施市に指定（4月）</li> <li>○「第9次地方分権一括法」成立（5月）</li> <li>○県「事務処理の特例に関する条例」改正による権限移譲に伴い、市パスポートセンター（センター南パスポートセンター、横浜市パスポートセンター）を設置（10月）</li> </ul>
2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○横浜市神奈川県調整会議開催（11月）</li> <li>○第3次横浜市大都市自治研究会答申（12月）</li> <li>○「<b>横浜特別自治市大綱</b>」改訂（3年3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別委員会（調査・研究テーマ「社会経済情勢の変化に対応する特別自治市のあり方について」）（6月～・3年4月報告書）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第10次地方分権一括法」成立（6月）</li> <li>○第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題等に対応するために必要な地方行政体制のあり方に関する答申」（6月）</li> <li>○指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」設置（11月）</li> </ul>
3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○8市連携市長会議開催（5月）</li> <li>○8市の未来予測等に関する報告書（6月）</li> <li>○特別自治市制度の設計に向けた事務・事業等の調査委託報告書（4年3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別委員会（調査・研究テーマ「特別自治市実現に向けたプロセスの調査・研究について」）（6月～・4年4月報告書）</li> <li>○<b>特別自治市制度の早期実現を求める意見書</b>（6月）</li> <li>○<b>「特別自治市」の早期実現に関する決議</b>（4年2月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言（5月）</li> <li>○「第11次地方分権一括法」成立（5月）</li> <li>○全国市議会議長会会長に清水富雄議長（当時）が就任（5月）</li> <li>○21世紀地方自治制度についての調査研究会設置（6月～・4年3月報告書）</li> <li>○指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告書（11月）</li> <li>○多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言（11月）</li> <li>○第33次地方制度調査会設置（4年1月）</li> <li>○県「特別自治市構想に対する神奈川県の見解について」公表（4年3月）</li> </ul>

時期	本市の主な取組		国・指定都市等の動向
	当局	市会	
4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第44回 県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会開催（5月）</li> <li>○横浜市・川崎市・相模原市「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」公表（7月）</li> <li>○8市連携市長会議開催（7月）</li> <li>○地区連合町内会長の皆様と市長との意見交換会を全18区で実施（8月～5年2月）</li> <li>○「横浜特別市大綱」改訂（12月）</li> <li>○指定都市市長会シンポジウム開催（5年3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別委員会（調査・研究テーマ「特別自治市制度の立法化に向けたプロセスについて」（6月～・5年2月報告書）</li> <li>○「特別市の法制化に関する要望書」を総務副大臣、衆議院総務委員長及び参議院総務委員長に手交（11月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第12次地方分権一括法」成立（5月）</li> <li>○指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」設置（4月）</li> <li>○指定都市市長会において、特別自治市の通称として「特別市」を使用することが決定（7月）</li> <li>○多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言（12月）</li> </ul>
5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○横浜市町内会連合会から「『特別市』の実現に向けた取組の推進について」の意見書を受領（4月）</li> <li>○特別市に関する説明会を全18区で実施（7月～6年2月）</li> <li>○特別市シンポジウム開催（6年3月）</li> <li>○附属機関「横浜市大都市自治研究会」へ特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等について諮問（6年3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別委員会（調査・研究テーマ「特別市の法制化に向けた機運醸成について」（6月～・6年4月報告書）</li> <li>○県内三政令市市長・正副議長懇談会開催（8月）</li> <li>○「特別市の法制化に関する要望書」を総務大臣、衆議院総務委員長及び参議院総務委員長に手交（6年1月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第13次地方分権一括法」成立（6月）</li> <li>○多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言（11月）</li> <li>○第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」（12月）</li> </ul>
6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「横浜特別市」のロゴ・ステートメントを発表（4月）</li> <li>○横浜市町内会連合会から「『特別市』の実現に向けた取組の推進について」の意見書を受領（5月）</li> <li>○8市連携市長会議開催（7月）</li> <li>○特別市に関する説明会を全18区で実施（8月～7年3月）</li> <li>○特別市シンポジウム開催（11月）</li> <li>○指定都市市長会シンポジウム開催（7年3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別委員会（6月～・7年4月報告書）</li> <li>○県内三政令市市長・正副議長懇談会開催、「特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の連携した取組推進に関する共同メッセージ」発出（9月）</li> <li>○「特別市の法制化に関する要望書」を総務大臣、衆議院総務委員長及び参議院総務委員長に手交（7年1月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第14次地方分権一括法」成立（6月）</li> <li>○指定都市市長会「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）」（11月）</li> <li>○総務省「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」設置（12月）</li> </ul>

時期	本市の主な取組		国・指定都市等の動向
	当局	市会	
7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別市シンポジウム開催（12月）</li> <li>○指定都市市長会シンポジウム開催（8年3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別委員会の名称を「特別市・大都市行財政制度特別委員会」に変更（5月）</li> <li>○特別委員会（6月～・8年4月報告書）</li> <li>○県内三政令市市長・正副議長懇談会開催、「次期地方制度調査会における『特別市』の法制化を含む大都市制度のあり方に関する議論を求める三市共同要請」をとりまとめ（8月）</li> <li>○「特別市の法制化に関する要望書」を総務大臣、衆議院総務委員長及び参議院総務委員長に手交（8年1月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第15次地方分権一括法」成立（5月）</li> <li>○指定都市を応援する国会議員の会開催（次期地方制度調査会に、特別市制度の法整備を含めた大都市制度のあり方の調査審議について諮問を求める決議）（5・6月）</li> <li>○総務省「<a href="#">大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ</a>」報告書をとりまとめ（6月）</li> <li>○指定都市を応援する国会議員の会が、決議文を内閣総理大臣及び総務大臣へ手交（9月）</li> <li>○指定都市市長会「<a href="#">多様な大都市制度実現プロジェクト報告書</a>」、報告書による総務省及び各政党へ要請（11月・12月）</li> <li>○第34次地方制度調査会発足（8年1月）</li> </ul>
8年度			<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」設置（4月）</li> <li>○<a href="#">第34次地方制度調査会第4回専門小委員会指定都市市長会・全国知事会ヒアリング</a>（4月）</li> <li>○指定都市を応援する国会議員の会開催（5月）</li> <li>○<a href="#">第34次地方制度調査会第2回総会</a>（5月）</li> </ul>

※表中にある「地方分権一括法」の正式な法律名は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」です。

# 特別市の法制化に関する要望書

令和8年1月

横浜市会

横浜市会は、昭和22年5月の地方自治法施行に伴い、特別市制が法律に規定されたことを受け、特別市制促進実行委員会を設置して以来、80年近くに渡り、地方制度の調査とその改善促進に取り組むとともに、大都市横浜にふさわしい新たな大都市制度の早期実現と、その実態に対応する税財政制度の確立に向けて議論を積み重ねてきました。

平成23年12月には、第30次地方制度調査会において大都市制度のあり方について審議が進められていること等を踏まえ、国における制度改革を働きかけるために、特別市の創設を強く要望する「新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議」を議決し、議決機関の立場として横浜市会の意思を明確に示しました。

平成24年8月に「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が成立し、大都市制度の特例として道府県に特別区を設置することが可能になった一方で、特別市については法制化に至っておらず、横浜市をはじめとする大都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できない不均衡な状況が今日まで継続しています。

この間も横浜市会は、令和3年6月に「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を議決し、衆参両議院議長や内閣総理大臣等に提出しているほか、令和4年2月には、改めて、国等における特別市の早期実現に向けた取組を加速させることを強く要望する「「特別自治市」の早期実現に関する決議」を議決しました。

また、神奈川県内三政令市（横浜市・川崎市・相模原市）の正副議長及び市長による懇談会を開催し、特別市の法制化の早期実現に向けた意見交換を重ね、令和7年8月には「次期地方制度調査会における「特別市」の法制化を含む大都市制度のあり方に関する議論を求める三市共同要請」を取りまとめ、国や政党に提出しました。

特別市は、市民サービスの向上はもとより、圏域の発展や日本の国際競争力強化によって、その効果を国内に広げ持続可能な地域社会の実現を図るものです。

大都市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、日本全体の成長力を高め、経済を活性化していくために、大都市が持つ力を最大限発揮できる特別市の実現に取り組むべきであり、そのためには、国会における早期の立法措置が不可欠です。

ついては、特別市の法制化に関し、次の事項の実現を強く要望します。

令和8年1月13日

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	関口昌一様
衆議院総務委員長	佐藤英道様
参議院総務委員長	吉川沙織様
内閣総理大臣	高市早苗様
内閣官房長官	木原稔様
総務大臣	林芳正様
内閣府特命担当大臣（地方創生）	黄川田仁志様

横浜市会議長  
渋谷 健

## 特別市の法制化に関する要望

### 1 特別市の法制化の早期実現

現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから約70年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。

令和6年通常国会での地方自治法改正に当たっても、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、地方公共団体の規模・能力に応じ、適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、都道府県から指定都市等への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること」が衆参両議院で附帯決議された。

377万市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な行財政運営を行い、日本経済の成長を牽引していくためには、都道府県から指定都市等への権限移譲のみならず、大都市がその能力を十分発揮できる大都市制度の抜本的な改革が必要である。

指定都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、特別区設置以外の新たな選択肢として、特別市の法制化を早期に実現すること。

### 2 内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進

大都市制度改革について検討がなされた第30次地方制度調査会の答申において、「特別市（仮称）」は、「「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある」とされた。一方で、さらに検討すべき課題が存在するとし、引き続き検討を進めていく必要があるとされた。

横浜市は、令和4年12月に改訂公表した「横浜特別市大綱」の中で、第30次地方制度調査会答申で示された「さらに検討すべき課題」に対する考え方を提示しているが、地方制度調査会では大都市制度改革の実質的な議論が行われていない状況が続いている。

令和7年6月に総務省の「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」が取りまとめた報告書では、特別市について「様々な評価が見られることから、制度導入の目的や住民にとってのメリットなどの観点から、引き続き議論が必要」とされた。

また、超党派の国会議員で構成される「指定都市を応援する国会議員の会」が、「次期地方制度調査会に、特別市制度の法整備を含めた大都市制度のあり方の調査審議について諮問し、議論を進めること」を国会及び政府等に対して強力に要請することを決議し、令和7年9月に内閣総理大臣及び総務大臣に決議文が手交された。

こうした状況を鑑み、地方制度調査会において、特別市を含む大都市制度改革の議論を強力に進めること。

## 第 3 4 次地方制度調査会の審議項目（案）について

## ＜諮問事項＞

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

## ＜審議項目（案）＞

## 1. 「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について

## 1-1 地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組

- 2000 年の地方分権改革以降、基礎自治体優先の原則の考え方の下、権限移譲、義務付け・枠付けの見直しや市町村合併が進められてきたが、その後の社会経済情勢の変化とも相まって、簡素で効率的な行政を指向する行政改革が進められ、外部化や広域化、デジタル技術の活用といった課題解決の手法が定着・広がりを見せている。近時において、人口減少や少子化の急速な進行に伴い世帯構成や労働力需給等の社会構造が変化し、課題が新たな局面を迎える中で、こうした地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組の変遷について、どう見るか。

参考資料 1、参考資料 2 : P2, 3

## 1-1-1 地方公共団体における事務処理の現状

- 社会経済情勢の変化に伴う課題に対し、様々な対応をしてきた地方公共団体の現状について、どう考えるか。とりわけ、行政サービス提供の持続可能性の観点から、市町村における法令に基づく事務の処理の状況について、どう考えるか。

参考資料 2 : P4-7

### 1-1-2 各府省における取組

- 現場における担い手不足など、地方公共団体における事務処理上の課題に対応する観点から、危機意識を持って取り組んでいる各府省の対応や、国と地方の意思疎通の在り方について、どう考えるか。

参考資料 2 : P8, 9

### 1-2 取組の加速化

- 人口減少等の急速な進行に伴う社会構造の変化により、課題の解決がより困難化し、公務人材に求められる役割も変容しつつある中で、地方公共団体における事務処理の現状や、これまでの各府省における取組等を踏まえると、行政分野・地域・事務の性格に応じ、事務自体や事務処理方法、制度上の事務配分の見直し、デジタル技術の実装、市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などの広域連携等の取組を加速化させることが適当と考えるか。
- 適当と考える場合、これらの取組を通じて、住民に対して持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための国・都道府県・市町村間の役割分担や関係の在り方について、どう考えるか。さらに、当該役割分担の在り方等を実現するため、どのような制度面及び制度以外の面での対応が考えられるか。

#### 1-2-1 AI を含めたデジタル技術の活用の方向性

- 取組を進めていく上で、急速に進展する AI を含めたデジタル技術の時宜に適った活用の在り方について、どう考えるか。

参考資料 2 : P10, 11

#### 1-2-2 地方公共団体間の連携の方向性

- 地方公共団体間の連携については、一部事務組合や広域連合等を活用した市町村間の事務の共同処理に加え、経済成長と人口の「ダム機能」を目指した連携中枢都市圏構想、観光や産業振興、防災分野などを中心とした都道府県の区域を超えた単位での広域連合、広域リージョ

ン連携などの取組が進められてきたが、どのような性格の事務について、どのような連携を進めていくことが考えられるか。

参考資料 2 : P12-18

### 1-2-3 国・地方公共団体以外の主体の活用の方向性

- 国・地方公共団体以外の主体の活用については、全国で統一的な事務処理が可能なものに地方共同法人を活用する例や、公権力の行使に当たらない事務に民間法人を活用する例などが見られるが、どのような性格の事務について、どのような主体を活用することが考えられるか。

参考資料 2 : P19-22

### 1-2-4 地方議会及び住民自治の在り方

- 上記の取組を進めていくことで、事務の執行の現場と住民との関わりが多様化し得るが、住民にとって持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための、地方議会が担うべき役割やガバナンスの確保の在り方、住民自治の在り方について、どう考えるか。

### 1-3 各行政分野において取組を進めていくための枠組み

- 各行政分野において、事務自体や事務処理方法、制度上の事務配分の見直し、デジタル技術の実装等の取組を進めていくためには、国・地方間でどのような枠組みが必要と考えられるか。

#### 1-3-1 既存の枠組みとの関係

- 例えば、地方公共団体の事務処理の在り方を分野横断的に検討する既存の枠組みとして、地方分権改革やデジタル行財政改革の推進体制があるが、取組を進めるに当たって、これらの枠組みとの関係をどのように考えるか。

参考資料 2 : P23, 24

#### 1-4 各地域において取組を進めていくための枠組み

- 各地域において、国・地方間での1-3の取組を前提として、地域の特性を踏まえた市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などの広域連携等の取組を進めていくためには、都道府県・市町村間でどのような枠組みが必要と考えられるか。

参考資料2：P25-29

## 2. 「大都市地域における行政体制」の在り方について

### 2-1 大都市地域が果たすべき役割

- 国全体で、将来にわたり、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための方策が課題となる中、大都市地域はどのような役割を果たしていくべきと考えられるか。
- 大都市地域が果たすべき役割に照らし、今後あるべき大都市制度をどのように考えるべきか。

### 2-2 いわゆる「特別市」の意義

- 考え得る大都市制度の一つとして提案がなされている「特別市」については、制度化した場合の国全体における意義や住民にとってのメリット・デメリットをどのように考えるか。

参考資料2：P31-34

### 2-3 「特別市」の制度化を検討する場合の論点

- 「特別市」の制度化を検討する場合、以下のような点をどう考えるか。

#### 2-3-1 広域事務への影響等

- これまで都道府県が担っていた広域事務や連絡調整事務への影響として、どのようなものがあるか。また、これについての対応方策について、どう考えるか。

参考資料 2 : P35

- 広域事務については、いずれの地域でも影響が生じるものと、地域によって影響が異なるものがあるのではないか。
- 「特別市」が、当該区域以外において広域的な役割を果たすとの議論があるが、これを仕組みとして担保することは可能か。

#### 2-3-2 財産・施設や議員・職員への影響等

- 広域事務以外に、都道府県が有する財産・施設や、都道府県議会議員・都道府県職員の取扱い等、「特別市」と「残存する都道府県」に分割することが及ぼす影響として、どのようなものがあるか。

参考資料 2 : P36

#### 2-3-3 財政への影響等

- 「特別市」「残存する都道府県」「全国の地方公共団体」のそれぞれに関し、財政面でどのような影響が生じると考えられるか。現行制度上、財源調整機能が及ばない財源超過額の拡大が生じる等の課題がある場合、どのような対応方策が考えられるか。

参考資料 2 : P37

#### 2-3-4 大都市制度以外への影響

- 長年にわたり定着してきた都道府県の区域を分割することにより、大都市制度以外にも、都道府県制度そのものの在り方や、現在の区域を前提に行われてきた国の事務や国民生活に及ぼす影響について、どう考えるか。

#### 2-3-5 「特別市」の設置手続

- 「特別市」の設置手続に関し、以下のような点をどう考えるか。

参考資料 2 : P38, 39

#### 2-3-5-1 指定都市と都道府県の間での協議

- 事務配分や財産処分、施設の取扱い等が課題となることを踏まえ、事前に、指定都市と都道府県との間で協議を行う必要性についてどう考えるか。

#### 2-3-5-2 住民の意思確認

- 「特別市」の設置についての住民の意思確認の在り方として、どのような方式・どのような範囲で確認を行うことが適切と考えられるか。

#### 2-4 住民自治等の確保

- 大都市地域における住民自治や住民代表機能の在り方をどう考えるか。その上で、「特別市」における住民自治や住民代表機能の確保について、どう考えるか。

### 3. 「その他の必要な地方制度」の在り方について

- 上記のほか、必要な地方制度の在り方として、どのようなことが考えられるか。